

栃木県公共施設等総合管理基本方針 (第2期)

令和8（2026）年3月策定予定

栃木県

目次

第1章 はじめに.....	3
1 策定の趣旨.....	3
2 位置付け.....	3
3 対象とする公共施設等.....	4
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	5
1 基本方針（第1期）対象期間に行った取組と成果.....	5
2 公共施設等の現状.....	7
3 総人口や年代別人口の今後の見通し.....	9
4 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の試算及び財政状況の見通し.....	10
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	13
1 対象期間.....	13
2 全庁的・広域的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	13
3 現状や課題に関する基本認識.....	13
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	14
5 取組を推進するための財源.....	14
6 数値目標.....	14
7 フォローアップの実施.....	14
第4章 施設類型ごとの管理に関する実施方針.....	15
1 建築物（庁舎等、県営住宅、学校、警察・消防、企業施設）.....	15
2 道路（橋梁、歩道橋、トンネル、道路アンダー、地下道、シェッド等、舗装等）.....	17
3 河川（樋門・樋管、水質浄化施設、水文観測施設、トンネル河川等）.....	19
4 砂防（砂防堰堤、床固工、山腹工、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等）.....	21
5 ダム.....	23
6 下水道（管路施設、中継ポンプ場施設、処理場施設、汚泥資源化施設）.....	25
7 都市公園.....	27
8 空港（ヘリポート）.....	29
9 農業水利施設（農業用ダム、頭首工、用水機場、排水機場、ため池）.....	31
10 治山施設（溪間工（谷止工・床固工）、山腹工）.....	33
11 林道（橋梁、トンネル、舗装）.....	35
12 自然公園等施設（橋梁、車道、栈橋、展望施設、駐車場）.....	37
13 発電施設（発電所、発電用ダム）.....	39
14 水道・工業用水道施設（浄水施設、配水管路等）.....	41
15 交通安全施設（交通信号機）.....	43
用語の説明.....	45

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

本県では、公共施設等の多くが高度経済成長期以降に整備されており、これらの施設の老朽化により、更新等に係る多額の経費が継続的に発生することに加え、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会保障費の増大により厳しい行財政環境が続くことが見込まれることから、平成28（2016）年度に「栃木県公共施設等総合管理基本方針」（以下、「基本方針（第1期）」という。）を策定した。

基本方針（第1期）の期間においては、「安全・安心の確保」「公共施設等の長寿命化」「公共施設等の最適化」の3つの方針のもと、県民が必要とする行政サービスの維持・向上に取り組んできたところであるが、人口減少・少子高齢化の更なる進行や、気候変動の顕在化等への対応が求められている。

このため、今般、基本方針（第1期）の対象期間が満了を迎えることから、基本方針（第1期）に基づく取組や成果、公共施設をとりまく現状や課題を踏まえ、今後の方向性や総量最適化等の基本的な考え方を改めて整理し、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度を対象期間とする「栃木県公共施設等総合管理基本方針（第2期）」（以下、「本基本方針」という。）を策定した。

2 位置付け

（1）国が策定した計画との関係性

本基本方針は、国が平成25（2013）年11月29日に策定した「インフラ長寿命化基本計画」において、各省庁や地方公共団体等に対し策定が求められたインフラ長寿命化に係る行動計画（総務省要請における「公共施設等総合管理計画」に該当。）に相当するものである（図1）。

（2）本県が策定した計画との関係性

本基本方針は、「とちぎ未来創造プラン」や「栃木県国土強靱化地域計画」における取組の1つである「社会資本等の老朽化対策」について、具体的な取組内容を記載するものである。

また、本基本方針のもと、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として「個別施設ごとの長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）を策定している（表1）。

図1：計画体系

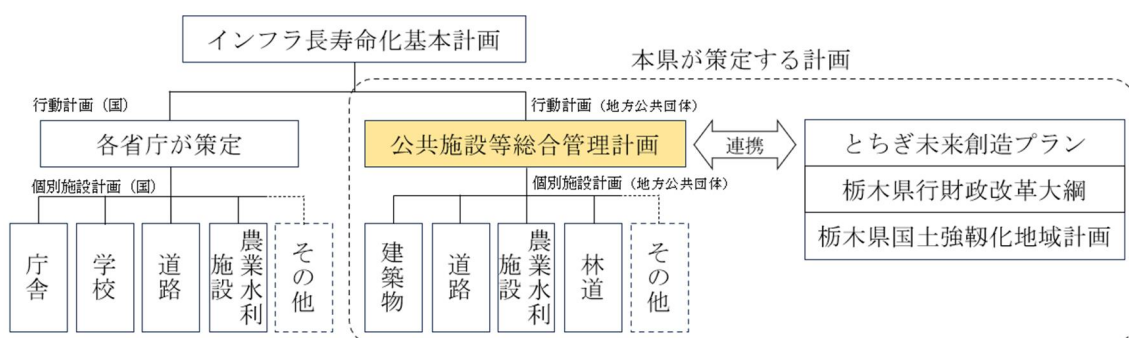


表1 個別施設計画一覧

(令和6(2024)年3月末現在)

対象施設	計 画 名	策定年度	
建築物 (保全・長寿命化の取組方策)	栃木県県有財産総合利活用推進計画 (栃木県県有建築物長寿命化実施方針)	H27(2015)	
	県営住宅	栃木県公営住宅等長寿命化計画	H21(2009)
	学校	栃木県立学校施設長寿命化保全計画	H27(2015)
道 路	橋梁	栃木県橋梁長寿命化修繕計画	H20(2008)
	歩道橋	栃木県横断歩道橋長寿命化修繕計画	H28(2016)
	トンネル	栃木県トンネル長寿命化修繕計画	H27(2015)
	道路アンダー・地下道	栃木県道路アンダー・地下道長寿命化修繕計画※1	R4(2022)
	シェッド	栃木県シェッド長寿命化修繕計画	H28(2016)
	門型標識	栃木県門型標識長寿命化修繕計画	R4(2022)
	舗装	栃木県舗装長寿命化修繕計画	H26(2014)
	河川	栃木県河川管理施設長寿命化修繕計画	H28(2016)
	砂防	栃木県砂防関係施設長寿命化修繕計画	H28(2016)
ダム	栃木県ダム長寿命化修繕計画	H27(2015)	
下水道	下水道ストックマネジメント計画※2	H23(2011)	
都市公園	栃木県公園施設長寿命化計画	H23(2011)	
空港	栃木ヘリポート施設長寿命化修繕計画	H28(2016)	
農業水利施設	農業水利施設保全管理指針	H22(2010)	
治山施設	栃木県治山施設長寿命化計画	R 元(2019)	
林道	栃木県林道施設長寿命化計画	R 元(2019)	
自然公園等施設	栃木県自然公園施設長寿命化計画	R 元(2019)	
発電施設	電気事業中期改修計画	H27(2015)	
水道・工業用水道施設	設備更新等長期計画	H27(2015)	
交通安全施設	栃木県交通安全施設（交通信号機）維持管理計画	H28(2016)	

※1 「栃木県道路アンダー長寿命化修繕計画」(H28(2016)年度策定)と「栃木県地下道長寿命化修繕計画」(H28(2016)年度策定)の計画統合。

※2 H29(2017)年度から計画名称変更。

3 対象とする公共施設等

本県が所有又は管理するすべての施設を対象とする(表2)。

表2 対象とする公共施設等

(令和6(2024)年3月末現在)

建 築 物	庁舎等	本庁舎、地方合同庁舎、単独庁舎(土木事務所、健康福祉センター、農業振興事務所、児童相談所)、公舎、職員住宅、美術館、博物館等
	県営住宅	県営住宅
	学校	高等学校、特別支援学校等
	警察・消防	警察署、交番、駐在所、警察学校、運転免許センター、消防防災総合センター等
	企業施設	本町合同ビル、栃木県民ゴルフ場
	(参考) インフラ施設に含まれる建築物	総合運動公園、下水道管理事務所、発電所等
インフラ施設		道路、河川、砂防、ダム、下水道、都市公園、空港、農業水利施設、治山施設、林道、自然公園等施設、発電施設、水道・工業用水道施設、交通安全施設

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 基本方針（第1期）対象期間に行った取組と成果

基本方針（第1期）及び各個別施設計画に基づき、建築物、インフラともに、定期点検等に基づく維持管理・修繕・更新等や施設の長寿命化工事を実施し、県民の安全・安心を確保するとともに、集約化等による総量最適化を進めることで、施設の維持管理・修繕・更新等に係る費用の縮減・平準化を着実に実施してきた（表3）。

施設保有量については、新たな行政需要に伴う施設の新設等の影響はあったものの、全40の施設種別のうち16種別において施設保有量は減少しており、施設の総量最適化の取組効果が現れている（表4）。

表3 施設類型ごとの取組状況（平成28（2016）年度～令和6（2024）年度）

施設類型（種別）	主な取組状況
建築物 （庁舎等、県営住宅、学校、警察・消防、企業施設）	・長寿命化工事：298棟（うち、県営住宅：87棟、学校：159棟） ・最適化 （集約化） 11施設（うち、学校：2施設） （解体） 333棟（うち、県営住宅：48棟、学校：79棟）
道路 （橋梁、歩道橋、トンネル、道路アンダー・地下道、シェッド等、舗装）	・長寿命化工事 橋梁：475橋、歩道橋：81橋、トンネル：66本、道路アンダー：10箇所、シェッド：14箇所、舗装：約1,400km ・最適化（廃止） 橋梁：1橋
河川	・長寿命化工事：10件 ・最適化（堰統合）：1件
砂防	・長寿命化工事：19箇所
ダム	・長寿命化工事：146箇所
下水道	・長寿命化工事：26設備 ・最適化（農業集落排水施設の下水道への接続）：6市町
都市公園	・長寿命化工事：276件
空港	・長寿命化工事：5件
農業水利施設	・長寿命化工事：36箇所
治山施設	・長寿命化工事：52件
林道	・長寿命化工事：橋梁9件、舗装17件、トンネル1件
自然公園等施設	・長寿命化工事：15件 ・最適化（統合・廃止）：1箇所
発電施設	・長寿命化工事：25件
水道・工業用水道施設	・長寿命化工事：13件
交通安全施設	・長寿命化工事：1,847基 ・最適化（撤去）：235基

参考：栃木県管財課公表「栃木県公共施設等総合管理基本方針に基づく取組状況について」

表4 施設保有量の推移

(令和6(2024)年3月末現在)

施設類型	施設種別	施設保有量（延床面積・施設数等）		2015年3月末比 増減率	
		2015年3月末	2024年3月末		
建築物	庁舎等	835 千㎡	935 千㎡	12.0%	
	県営住宅	508 千㎡	493 千㎡	▲3.0%	
	学校	1,049 千㎡	1,043 千㎡	▲0.6%	
	警察・消防	125 千㎡	142 千㎡	13.6%	
	企業施設※	76 千㎡	8 千㎡	▲89.5%	
	小計	2,593 千㎡	2,621 千㎡	1.1%	
	(参考)	インフラ施設に含まれる建築物	139 千㎡	122 千㎡	▲12.2%
	総計	2,732 千㎡	2,743 千㎡	0.4%	
インフラ施設	道路	橋梁	2,947 橋	3,018 橋	2.4%
		トンネル	57 本	65 本	14.0%
		歩道橋	169 橋	172 橋	1.8%
		道路アンダー・地下道	41 箇所	39 箇所	▲4.9%
		シェッド等	34 箇所	33 箇所	▲2.9%
		門型標識	21 基	24 基	14.3%
		舗装	3,387 km	3,430 km	1.3%
	河川	河川施設	58 箇所	53 箇所	▲8.6%
		管理河川	2,500 km	2,474 km	▲1.0%
	砂防	砂防施設	1,115 箇所	1,173 箇所	5.2%
	ダム	ダム	7 基	7 基	0.0%
	下水道	処理場等	7 箇所	7 箇所	0.0%
		管渠	160.8 km	160.8 km	0.0%
		ポンプ場	12 箇所	12 箇所	0.0%
	都市公園	都市公園	9 箇所	9 箇所	0.0%
	空港	ヘリポート	1 箇所	1 箇所	0.0%
	農業水利施設 （基幹的農業水利施設（100Ha以上））	農業用ダム	11 箇所	11 箇所	0.0%
		頭首工	101 箇所	94 箇所	▲6.9%
		用水機場	22 箇所	20 箇所	▲9.1%
		排水機場	10 箇所	9 箇所	▲10.0%
		ため池	3 箇所	3 箇所	0.0%
	治山施設	山腹工	1,127 ha	1,158 ha	2.8%
		溪間工	8,072 基	8,365 基	3.6%
	林道	橋梁	116 橋	115 橋	▲0.9%
		トンネル	4 本	4 本	0.0%
		舗装	180 km	182 km	1.1%
	自然公園等施設	橋梁	42 橋	41 橋	▲2.4%
		車道	11 路線	11 路線	0.0%
		栈橋	8 箇所	6 箇所	▲25.0%
		展望施設	14 箇所	14 箇所	0.0%
		駐車場	46 箇所	45 箇所	▲2.2%
		発電施設	発電所・発電用ダム	12 箇所	15 箇所
	水道・工業用水道施設	管路	90.8 km	91.7 km	1.0%
	交通安全施設	信号機	4,440 箇所	4,344 箇所	▲2.2%

※ 企業施設について、栃木県立がんセンター等の病院施設の地方独立行政法人化のため、施設保有量(延床面積)が2015年3月末比で大幅に減少した。

2 公共施設等の現状

(1) 施設保有量及び老朽化の状況等

本県は庁舎・県営住宅・学校等の建築物のほか、道路をはじめとするインフラ施設など、多くの公共施設等を所有・管理している（表5）。

これらの公共施設等は、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、建設後50年以上経過する施設の割合や有形固定資産減価償却率※の推移は増加傾向にあり、老朽化の進行が顕著である。

表5 施設保有量及び公共施設等の老朽化状況等 (令和6(2024)年3月末現在)

施設類型	施設種別	施設保有量 (延床面積・施設数等)	①建設後50年以上経過する施設の割合			②減価償却率推移		
			2023年度	10年後	20年後	2017年度	2023年度	
建築物	庁舎等	935 千㎡	6.8%	20.0%	41.3%	55.6%	61.3%	
	県営住宅	493 千㎡	10.6%	34.7%	59.4%			
	学校	1,043 千㎡	35.9%	64.2%	82.6%			
	警察・消防	142 千㎡	7.8%	19.8%	42.1%			
	企業施設	8 千㎡	0.0%	0.0%	22.1%			
	小計	2,621 千㎡	19.2%	40.3%	61.1%			
(参考)	インフラ施設に含まれる建築物	122 千㎡	-	-	-	-	-	
	総計	2,743 千㎡	-	-	-	-	-	
インフラ施設	道路	橋梁	3,018 橋	53.3%	67.0%	78.0%	74.6%	75.1%
		トンネル	65 本	12.3%	26.2%	43.1%		
		歩道橋	172 橋	33.7%	61.0%	76.7%		
		道路アンダー・地下道	39 箇所	28.2%	53.8%	71.8%		
		シェッド等	33 箇所	6.1%	33.3%	72.7%		
		門型標識	24 基	4.2%	4.2%	4.2%		
	河川	舗装	3,430 km	-	-	-	56.0%	73.4%
		河川施設	53 箇所	1.9%	3.8%	5.7%		
	砂防	管理河川	2,474 km	-	-	-	59.9%	62.6%
		砂防施設	1,173 箇所	21.4%	36.7%	54.5%		
	ダム	ダム	7 基	28.6%	42.9%	71.4%	35.6%	43.0%
		下水道	処理場等	7 箇所	0.0%	57.1%	71.4%	-
	管渠		160.8 km	0.0%	32.5%	64.9%		
	ポンプ場		12 箇所	0.0%	0.0%	41.7%		
	都市公園	都市公園	9 箇所	22.2%	44.4%	55.6%	69.4%	62.0%
		空港	ヘリポート	1 箇所	0.0%	0.0%	100.0%	89.5%
	農業水利施設 (基幹的農業水利施設 (100Ha以上))	農業用ダム	11 箇所	27.3%	45.5%	63.6%	88.5%	94.6%
		頭首工	94 箇所	43.6%	56.4%	62.8%		
		用水機場	20 箇所	15.0%	20.0%	30.0%		
		排水機場	9 箇所	33.3%	33.3%	33.3%		
		ため池	3 箇所	0.0%	0.0%	0.0%		
	治山施設	山腹工	1,158 ha	28.1%	47.2%	76.6%	55.6%	65.8%
		溪間工	8,365 基	43.6%	58.9%	76.7%		
	林道	橋梁	115 橋	53.9%	73.9%	82.6%	-	-
		トンネル	4 本	75.0%	75.0%	75.0%		
		舗装	182 km	6.6%	16.5%	60.4%		
	自然公園等施設	橋梁	41 橋	4.9%	22.0%	51.2%	56.7%	56.0%
		車道	11 路線	54.5%	81.8%	90.9%		
		栈橋	6 箇所	0.0%	0.0%	0.0%		
		展望施設	14 箇所	0.0%	28.6%	35.7%		
		駐車場	45 箇所	40.0%	62.2%	84.4%		
	発電施設	発電所・発電用ダム	15 箇所	33.3%	40.0%	66.7%	64.2%	62.7%
	水道・工業用水道施設	管路	91.7 km	0.0%	52.8%	94.0%	57.7%	62.7%
	交通安全施設	信号機	4,344 箇所	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	45.2%

※有形固定資産減価償却率とは、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合であり、法定耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを示す指標である。比率が高いほど老朽化が進んでいるといえる。

＜本表における有形固定資産減価償却率の算出方法＞

- ・統一的な基準による地方公会計に係る固定資産台帳に登録されている財産について、本基本方針の施設類型ごとに区分した上で、当該区分別に個別の長寿命化修繕計画等の対象とされている財産を確認し、有形固定資産減価償却率を算出している。

- ・算出式は以下のとおり。

有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）

- ・「発電施設」は「栃木県電気事業会計」、「水道・工業用水道施設」は「栃木県水道事業会計」及び「栃木県工業用水道事業会計」に係る台帳に登録されている財産を対象としている。
- ・「下水道」に係る施設は地方公会計（一般会計等財務書類）における資産の対象外であり、また、「林道」に係る施設は所有権を有しておらず地方公会計における資産の対象外としているため、減価償却率は記載していない。

（２）県民利用施設の利用状況等

主な県民利用施設について、直近５年間の利用者数は表６のとおりである。また、県民利用施設の運営に当たっては、住民サービスの向上を図るとともに経費の縮減等を図るため、平成18（2006）年度から指定管理者制度を導入している。（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在63施設で導入済み。）

なお、公共施設等の整備に当たっては、「PFI等事業実施プロセスガイドライン」に基づき、基本構想の策定など事業計画の立案段階において、整備内容と併せて PFI 等の導入を含め整備手法の検討を行うこととしている。

表 6 主な県民利用施設における利用者数

（単位：人）

施設名	指定管理	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
子ども総合科学館	2006年～	546,597	299,763	400,600	500,622	440,104
とちぎ青少年センター	2006年～	65,295	32,182	33,949	47,555	54,301
総合文化センター	2006年～	145,977	181,313	319,987	432,418	449,925
博物館	直営	220,667	101,043	172,190	232,016	160,868
美術館	直営	39,512	29,686	66,817	64,231	78,569
とちぎ男女共同参画センター	2006年～	62,273	23,976	30,563	39,398	50,158
とちぎ福祉プラザ	2006年～	270,354	113,093	89,944	163,923	177,084
とちぎ健康の森	2006年～	79,293	24,713	32,937	62,467	82,829
日光自然博物館	2006年～	74,567	44,247	54,005	65,701	84,059
イタリア大使館別荘記念公園	2016年～	53,539	39,517	30,855	44,404	42,045
英国大使館別荘記念公園	2016年～	56,549	43,197	34,258	48,629	47,455
栃木県立宇都宮産業展示館	2006年～	173,002	62,422	36,165	53,088	113,423
なががわ水遊園	2006年～	286,849	163,350	147,048	289,384	280,183
とちぎ花センター	2006年～	276,601	221,295	268,336	323,285	347,161
総合運動公園（北エリア）	2020年～	286,058	532,569	841,641	1,029,224	1,007,962
総合運動公園（中央エリア）	2020年～					
総合運動公園（東エリア）	2021年～	-	-	174,623	212,441	293,334
日光霧降アイスアリーナ	2006年～	32,970	13,435	16,570	26,596	28,090
グリーンスタジアム	2006年～	152,821	68,223	63,295	64,677	75,854
県南体育館	2006年～	198,422	30,592	59,534	69,806	102,188
県北体育館	2006年～	286,242	88,065	190,017	317,129	333,873
温水プール館	2006年～	76,654	22,675	9,097	24,993	41,613
井頭公園	2006年～	843,654	561,113	615,367	715,053	748,618
グリーンパーク	2006年～	280,164	280,861	293,730	296,950	262,679
中央公園	2006年～	313,017	300,242	313,323	323,307	304,323
那須野が原公園	2006年～	268,465	204,122	271,524	299,397	284,013
みかも山公園	2006年～	784,151	892,888	993,843	925,691	868,558
田母沢御用邸記念公園	2006年～	103,699	34,006	38,878	57,798	71,020
日光だいや川公園	2006年～	459,486	307,275	334,539	350,457	381,514
とちぎわんぱく公園	2006年～	798,972	565,281	693,932	767,944	835,289
防災館	2009年～	21,236	5,737	5,574	10,290	14,541
県民ゴルフ場	2009年～	36,989	31,926	38,193	39,005	38,184
とちぎ海浜自然の家	2006年～	65,764	15,732	28,535	41,390	37,337
なす高原自然の家	2006年～	30,575	6,519	15,718	25,960	30,873
みかも自然の家	2023年～	-	-	-	-	-
図書館	直営	66,609	35,867	37,813	40,817	47,854

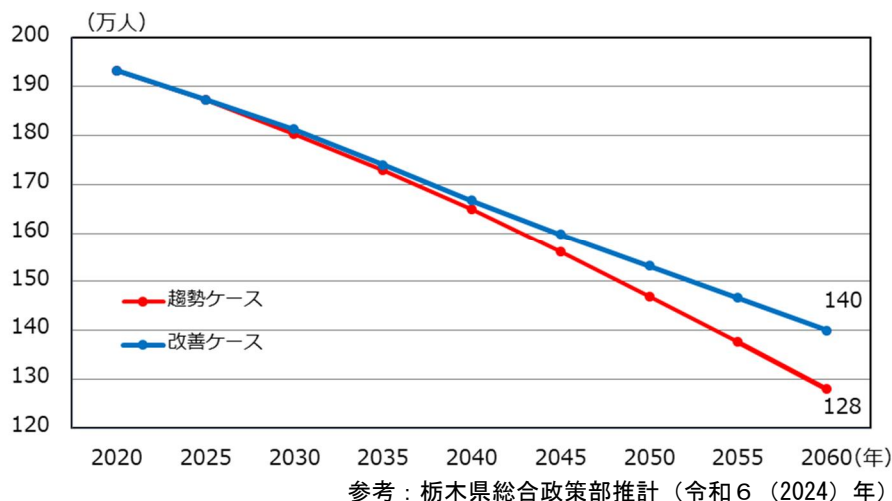
参考：栃木県行政改革ICT推進課公表「指定管理者による公の施設の管理運営状況」等

3 総人口や年代別人口の今後の見通し

本県の総人口は、平成 17（2005）年に過去最高の 201 万 6,631 人に達したが、その後減少に転じ、減少幅が拡大傾向にある。今後、少子化や県外への転出超過の傾向が継続すると、人口減少は加速度的に進行し、本県の人口は、令和 42（2060）年には約 128 万人にまで減少すると予測される（図 2「趨勢ケース」）。

今後、本県の目指す将来の方向としては、合計特殊出生率を段階的に向上させるとともに、若者を中心とした転出超過を解消させていくことにより、令和 42（2060）年に 140 万人以上を確保することを目標としている（図 2「改善ケース」）。

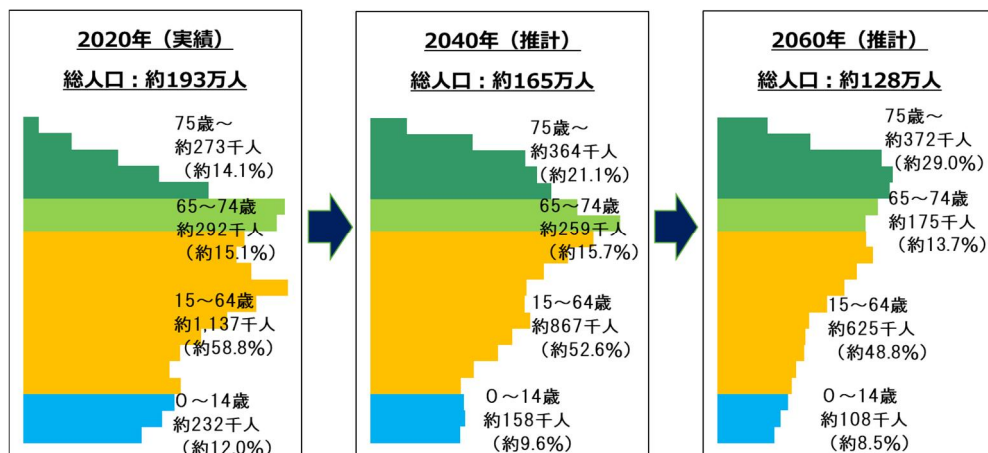
図 2：栃木県の総人口の推移と将来推計（趨勢ケース・改善ケース）



また、令和 2（2020）年の年齢階層別の構成比は、0～14 歳（年少人口）が約 12%、15～64 歳（生産年齢人口）が約 59%、65 歳以上（老年人口）が約 29%であり、人口の約 3.4 人に 1 人が 65 歳以上となっている（図 3）。

今後、年少人口及び生産年齢人口が減り続ける一方、男女ともに人口構成のボリュームゾーンを形成している 1970 年代前半に生まれた「団塊ジュニア世代」の加齢に伴い、高齢化が更に進行すると予測される。

図 3：栃木県の年齢区分別人口構成の推移と将来推計



参考：栃木県総合政策部推計（令和 6（2024）年）

4 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の試算及び財政状況の見通し

(1) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の試算

①建築物（インフラ施設に含まれる建築物を除く。）

建築物の棟数や延床面積を今後も維持していくことを前提として、建築物の各個別施設計画に基づき、一定の条件のもとに令和8（2026）年度から令和57（2075）年度までの50年間の維持管理・修繕・更新等に係る経費を、長寿命化対策を実施しない場合と長寿命化対策を実施した場合で機械的に算出した。

長寿命化対策を実施しない場合、50年間の維持管理・修繕・更新等に係る経費は年平均約358億円となる（図4）。

長寿命化対策を実施した場合、50年間の維持管理・修繕・更新等に係る経費は年平均約334億円となり、長寿命化対策を実施しない場合と比べ、年間約24億円の経費縮減が期待できる（図5）。

図4：建築物の維持管理・修繕・更新等に係る経費試算（長寿命化対策を実施しない場合）

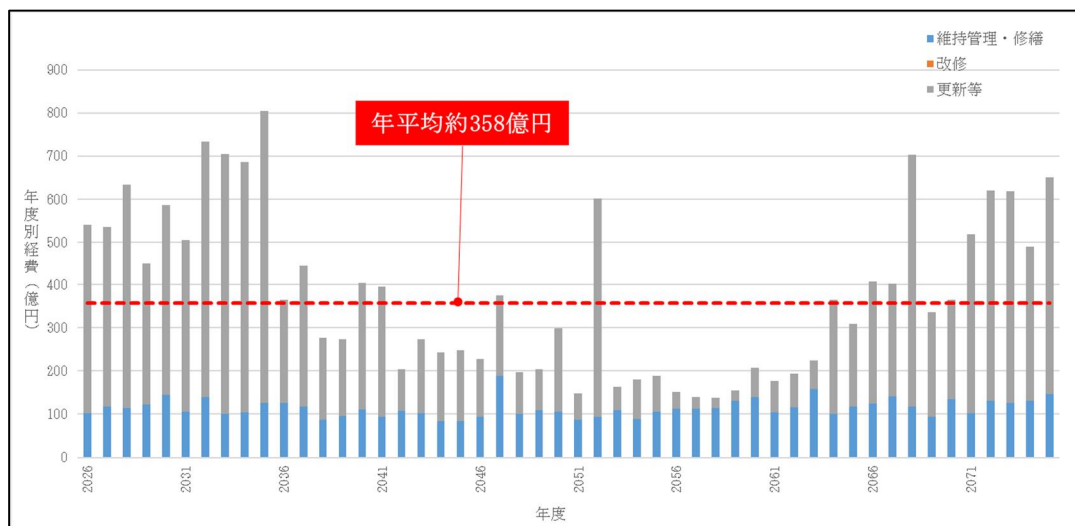
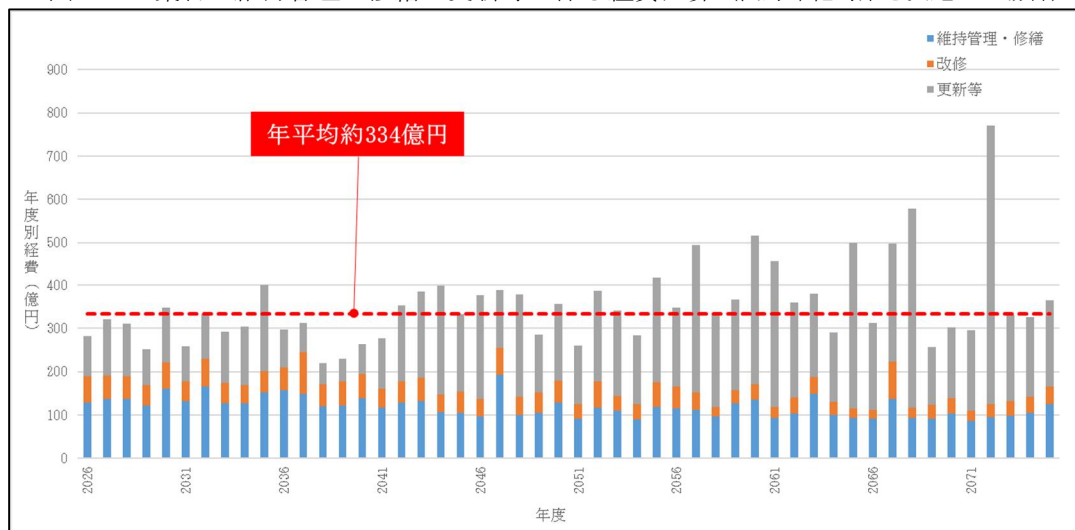


図5：建築物の維持管理・修繕・更新等に係る経費試算（長寿命化対策を実施した場合）



②インフラ施設

インフラ施設を今後も維持していくことを前提として、インフラ施設の各個別施設計画に基づき、一定条件のもとに令和8（2026）年度から令和57（2075）年度までの50年間の維持管理・修繕・更新等に係る経費を長寿命化対策を実施しない場合と長寿命化対策を実施した場合で機械的に算出した。

長寿命化対策を実施しない場合、50年間の維持管理・修繕・更新等に係る経費は年平均約412億円となる（図6）。

長寿命化対策を実施した場合、50年間の維持管理・修繕・更新等に係る経費は年平均約261億円となり、長寿命化対策を実施しない場合と比べ、年間約151億円の経費削減が期待できる（図7）。

図6：インフラ施設の維持管理・修繕・更新等に係る経費試算（長寿命化対策を実施しない場合）

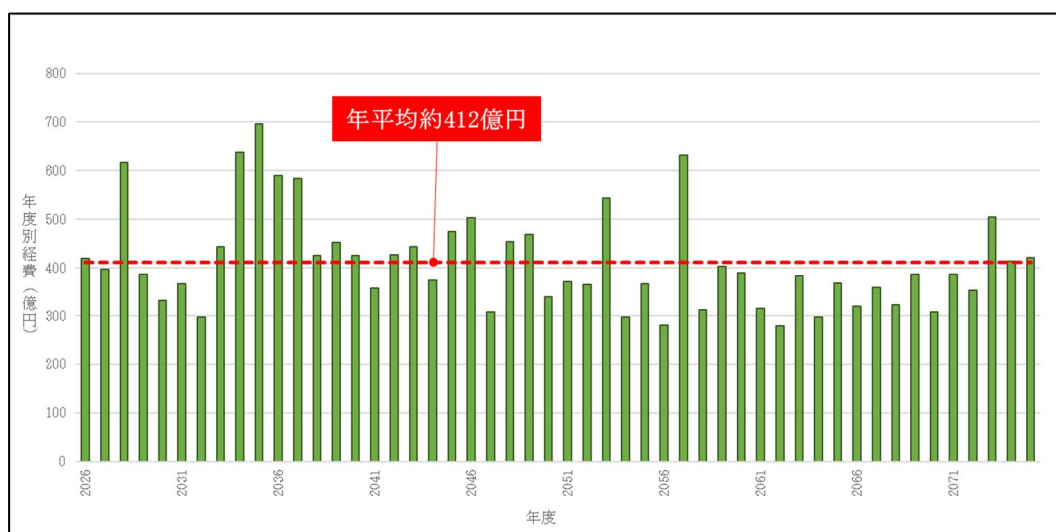
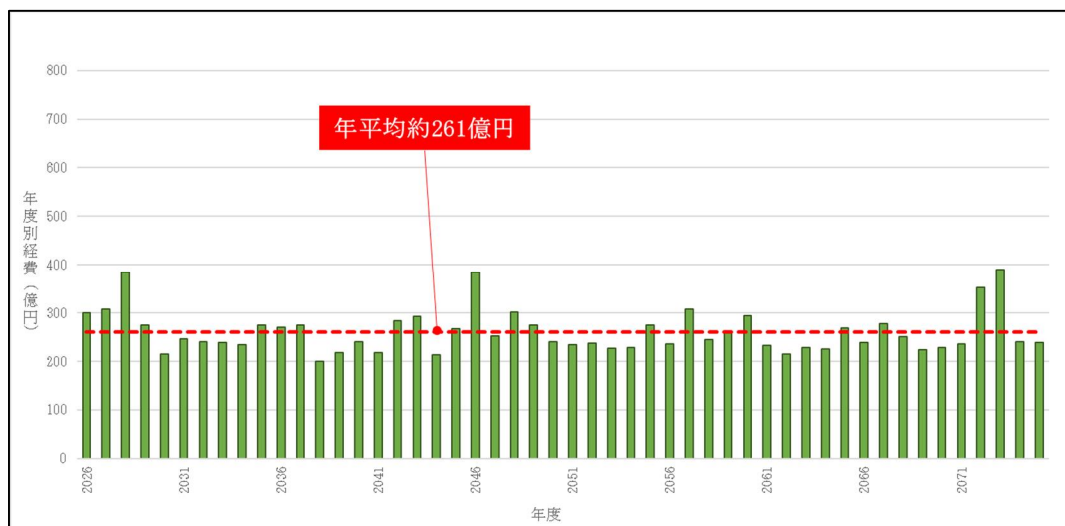


図7：インフラ施設の維持管理・修繕・更新等に係る経費試算（長寿命化対策を実施した場合）



経費試算の前提条件等

- 1 試算期間 令和 8（2026）年度から令和 57（2075）年度までの 50 年間
- 2 対象財産 県が維持管理・修繕・更新等を行う公共施設等（建築物及びインフラ施設）
- 3 試算方法・考え方
「長寿命化対策を実施しない場合」と「長寿命化対策を実施した場合」について、各個別施設計画の考え方に基づき維持管理・修繕・更新等に係る費用を試算。長寿命化対策の実施により改修等に係る費用は増加する一方で、施設の耐用年数が伸びるため更新費用が減少し、結果として維持管理・修繕・更新等に係るトータルコストは縮減される。
【維持管理・修繕、改修及び更新等が必要となる施設等の数量※¹】×【単価※²】
※1 実績や予測式又は法令に基づく耐用年数等を考慮して設定
※2 専門書籍や実績等をもとに設定

※ 試算は前提条件のもとで、機械的に算出したものであり、実際の必要額とは異なる。

（2）今後の財政収支見込みについて

本県の中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費等の増加等により、今後も財源不足が見込まれることから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に充当できる財源の確保は大変厳しい状況になると考えられる（表 7）。

このため、栃木県行財政改革大綱に掲げる財政健全化への取組を推進しつつ、限られた財源を有効に活用する必要がある。

表 7 中期財政収支見込み（令和 7（2025）年 2 月時点）

（単位：億円）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
歳出合計（一般財源）A	6,166	6,134	6,142	6,152	6,196
歳入合計（一般財源）B	6,070	6,040	6,044	6,054	6,091
財源不足額（収支差）B-A	▲96	▲94	▲98	▲98	▲105
財政調整基金充当額（財源不足対応分）	96	94	98	98	105
年度末財政調整基金残高見込み	509	414	346	279	211
年度末県債残高見込み	11,081	10,751	10,455	10,155	9,884
臨時財政対策債財債除き	7,051	7,143	7,259	7,358	7,471

参考：栃木県財政課公表「中期財政収支見込み」

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 対象期間

公共施設等の中長期的な維持管理・修繕・更新等経費の試算や人口の推移などを踏まえ、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの今後10年間の取組方針を記載するものである。

2 全庁的・広域的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

（1）全庁的・広域的な取組体制

全庁的な組織である県有財産総合利活用推進会議及びその作業部会である総合管理計画部会を活用し、関係部局と連携しながら総合的かつ計画的な管理を推進していく。

また、民間活力を推進するためのPPP/PFIに関する会議体や、県内の道路を効率的に管理するための栃木県道路メンテナンス会議等の、関係機関や民間事業者等との広域的な連携体制を活用し、各種取組を推進する。

（2）情報管理・共有方策

建築物については、栃木県公有財産管理システムを活用し関係部局で情報共有の上、維持管理等の業務に活用する。

また、インフラ施設については、GIS（地理情報システム）等のデジタル技術の活用により、関係部局間でのデータ連携及び情報共有を推進する。

3 現状や課題に関する基本認識

（1）老朽化への対応

本県の公共施設等は、今後急速に老朽化していくことが見込まれるが、老朽化に伴い施設の安全性の低下や機能劣化が危惧されるため、施設の必要性等を検証した上で、適切な維持保全や統廃合を実施する必要がある。

（2）増大する維持・更新等費用への対応

老朽化対策のための維持・更新等費用は一斉に増加していくことが予想されるが、厳しい財政状況の中、公共施設等の維持・更新等予算を大幅に増加させることは容易でないことから、予防保全の考え方を取り入れた計画的な長寿命化対策を実施していく必要がある。

（3）人口減少等への対応

本県人口が減少し、少子高齢化が進むなど人口構造が変化していく中、長期的には、県民の利用需要の変化を踏まえ、公共施設等の総量最適化に取り組むとともに、デジタル技術を活用した管理効率の向上を図っていく必要がある。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本基本方針の目的を達成するため、次の3つを基本的な考え方とし、県民が必要とする行政サービスの維持・向上に取り組んでいく。

方針1：安全・安心の確保

公共施設等は、県民の日常生活と経済活動を支える重要な基盤であり、国土強靱化を進める観点からも、適時適切に点検・診断や維持保全を行い、事故防止や防災・減災を図ることにより、県民の安全・安心を確保する。

方針2：公共施設等の長寿命化

今後も利用する公共施設等については、財政負担の軽減・平準化及び建築物性能の維持を図るため、優先順位を設定して予防保全による長寿命化を推進する。

方針3：公共施設等の最適化

建築物については、県民の利用需要の変化を踏まえて無駄なく効率的に活用するため、建築物性能や利用状況等を把握した上で、保有・維持することの必要性を検証するとともに、適正な規模・配置等を踏まえた利活用を検討し、保有する建築物の最適化を図る。

インフラ施設については、事故防止・防災等の観点に加え、人口減少も見据え、利用見込みのないものについては除却を推進する。

5 取組を推進するための財源

取組の推進に当たっては、国庫補助金や、財政措置のある有利な地方債（公共施設等適正管理推進事業債等）、栃木県県有施設整備基金等の活用に努め、一般財源の負担軽減を図る。

また、利活用予定のない財産の売却等により歳入確保を図る。

6 数値目標

建築物（インフラ施設に含まれる建築物を除く。）については、本県における将来的な人口減少に伴い施設の利用者数が減少することから、施設総量の最適化を図る必要があるため、延床面積を令和17（2035）年度までに、令和5（2023）年度比で5％削減することを目標とする。

インフラ施設については、道路やダム、公園、発電施設など多岐に渡り、施設類型ごとに特性が大きく異なるため一律の数値目標は設けないが、各個別施設計画に基づき、総量最適化やコスト縮減等に努める。

7 フォローアップの実施

本基本方針に基づく取組については、毎年度の進捗状況等を把握し、議会に適宜報告するとともに、本県ホームページなどを活用し、情報公開に努めていく。

また、対象期間内であっても必要に応じて本基本方針を見直すとともに、各個別施設計画に基づく取組の改善に努める。

第4章 施設類型ごとの管理に関する実施方針

本章では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する実施方針を定める。

1 建築物（庁舎等、県営住宅、学校、警察・消防、企業施設）

（1）現状及び課題に対する認識

- ・建築物（インフラ施設に含まれる建築物を除く。）については、「栃木県県有財産総合利活用推進計画」等に基づき、総量最適化や維持管理経費の縮減、計画的な保全による建築物の長寿命化を推進している。
- ・建築物（インフラ施設に含まれる建築物を除く。）の総延床面積は 262 万㎡（令和 6（2024）年 3 月末現在）であり、これらのほとんどが昭和 30（1955）年代後半からの高度経済成長期以降に建設されたものである。
- ・内訳としては、庁舎等：約 35%、県営住宅：約 19%、学校：約 40%、警察・消防：約 5%、企業施設：約 1%である。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在で全体の約 19%が建築後 50 年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（2）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

「栃木県建築物日常管理マニュアル」に基づく日常点検を行うとともに、優先的に長寿命化に取り組む建築物について、定期点検や劣化度診断を実施し、部材の状態を把握する。それらの結果を栃木県公有財産管理システムに蓄積し、関係部局で情報共有の上、維持管理業務に活用する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

建築物の日常点検や定期点検等については「栃木県建築物日常管理マニュアル」に基づき実施し、不具合を発見したときは早期に修繕等を行うなど、適切な施設の維持管理に努める。

また、修繕・更新等については、公有財産管理システムに蓄積した点検・診断・修繕履歴などのデータに基づき作成した長期修繕計画等の活用により、施設の重要度や劣化度等に応じて優先順位をつけるなど計画的な予防保全を行い、トータルコストの縮減、予算の平準化や建築物性能の維持に努める。

なお、更新については、施設の利用状況や劣化度等を総合的に評価した上で、更新の方向性を決定する。併せて県民サービスの向上やトータルコストの縮減等の観点から、施設に応じて PFI や指定管理者制度等による民間活力の活用を推進する。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕等を行い、利用者等の安全を確保する。老朽化等により安全性が確保できず、今後も利用見込みのない建築物については除却を推進する。

④ 耐震化の実施方針

「栃木県建築物耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震化を推進する。

⑤ 長寿命化の実施方針

「栃木県県有建築物長寿命化実施方針」に基づき、長期修繕計画等の活用により、全庁的な視点で優先度を見極めながら計画的に予防保全工事を実施するなど、建築物の長寿命化を推進する。

また、新築時等の設計については、長期間の利用を前提として躯体の耐久性や維持管理の容易性を確保することはもとより、将来的な用途変更にも柔軟に対応できるよう、「栃木県県有建築物長寿命化設計基準」を適用する。

なお、長寿命化に際しては、バリアフリー法等に基づき、建築物におけるバリアフリー化を図るとともに、すべての人が安全で快適に利用できるよう、建築物のユニバーサルデザイン化に努める。

⑥ 統合や廃止の推進方針

建築物性能や利用状況等を把握して施設評価を実施し、継続利用や廃止等の利活用方針を定めた上で、施設の老朽度が高く、今後の利用が見込めない場合は、統合や廃止について検討する。

施設の新設・更新に当たっては、施設の総量最適化の観点から、利用調整による空きスペースの有効活用を推進するとともに、同一地域内の複数の施設を更新等する場合には、建設コストや維持管理コストなどを勘案し、施設の集約化・複合化を推進する。

なお、施設の統廃合や集約化等により生じた未利用県有財産については、積極的に売却や貸付等を進めるなど、施設の総量最適化及び財産の利活用を図る。

また、国・市町との連携や民間代替可能性等も視野に入れ、中長期的に、最適な規模と配置ができるよう取り組む。

⑦ 気候変動対策の推進方針

建築物の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入等に取り組む。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

適切な施設の維持管理・保全に係るマニュアル等の積極的な活用を促すとともに、職員研修の実施等を通して人材育成を図り、施設の維持管理等に係る質的向上を推進する。

2 道路（橋梁、歩道橋、トンネル、道路アンダー、地下道、シェッド等、舗装等）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・道路施設については、「栃木県橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、施設の老朽化に対し、安心・安全な道路ネットワークを確保する取組を推進している。
- ・道路施設は、約 3,300 の構造物と約 3,400km の舗装（令和 6（2024）年 3 月末現在）、道路附属物がある。
- ・構造物については、高度経済成長期に整備されたものが多く、数の内訳は 90%以上が橋梁である。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在で全体の約 50%の構造物が建設後 50 年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

主な道路施設については、平成26（2014）年度に 5 年に 1 度の近接目視点検が法定化されたことを受け、5 年を 1 サイクルとした点検・診断を実施する。

また、点検・診断の結果は台帳等に蓄積し、今後の維持管理・修繕・更新等に活用する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の維持管理については、「道路管理の手引」（平成29年版）等に基づき、適切な維持管理に努める。また、修繕・更新については、点検・診断の結果に基づき各施設の長寿命化修繕計画を策定し、計画的かつ効果的な修繕・更新等に努める。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性があると判断された場合には、通行止めや通行規制等の必要な措置を行うとともに、緊急的な修繕を実施する。

④ 耐震化の実施方針

これまでは緊急輸送道路上の橋梁について、必要最低限の耐震化を実施してきた。今後は大規模地震時に道路ネットワークとして適切に機能するように、耐震化を推進する。

⑤ 長寿命化の実施方針

点検・診断等の結果に基づき各施設の長寿命化修繕計画を策定し、計画的かつ効果的な修繕を行い施設の長寿命化に努める。また、事後保全から予防保全へと転換を図ることで、トータルコストの縮減及び予算の平準化に努める。

⑥ 統合や廃止の推進方針

歩道橋等において設置当時と比べ利用状況に変化が見られ、今後の利用が見込まれない場合は廃止を検討する。

なお、廃止に当たっては、地元自治会・学校・警察等、利用者や関係者と十分な協議を行う。

⑦ 気候変動対策の推進方針

道路施設の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、省エネ設備等の導入に取り組むほか、災害時にも施設の機能が確保できるよう維持管理等に努める。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

平成26（2014）年度に「栃木県道路メンテナンス会議」を設立し、高速道・国道・県道・市町道のすべての道路管理者間で、情報や課題を共有する協力体制を構築した。また、平成15（2003）年度にバス協会・日本自動車連盟（J A F）栃木支部・トラック協会・タクシー協会と締結した道路情報モニター制度等を活用し、道路施設の損傷を早期に発見することで、事故防止や予防保全に努める。

3 河川（樋門・樋管、水質浄化施設、水文観測施設、トンネル河川等）

（1）現状及び課題に対する認識

- ・河川施設については、「栃木県河川管理施設長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化及び修繕、更新に必要な費用の縮減、平準化を図る取組を推進している。
- ・河川施設は、樋門・樋管、水質浄化施設、水文観測施設、トンネル河川など53施設（令和6（2024）3月末現在）がある。
- ・管理河川は292河川で、延長は約2,474kmである。
- ・令和6（2024）年3月末現在で全体の約1.9%が建築後50年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（2）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

河川法の改正等により、河川管理者が施設を適切に維持修繕すべきことを明確化する規定が設けられ、適切な運用を図ることが義務付けられている。

定期点検として年1回以上適切な時期に施設の点検を実施し、その結果を書面に記録するとともに、河川管理に係る情報を、データベースに蓄積する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理に当たっては、施設の重要度に応じ、下記のとおり管理する。

【堤防・護岸・トンネル河川等】

施設の機能が失われた場合、洪水被害に直結するなど、社会的影響が大きな施設については、巡視や定期点検、または出水後の点検等により状態を把握し、予防保全を基本として管理する。

【その他施設】

施設の機能が失われた場合でも、社会的影響が小さい施設については、施設の重要度に応じ、計画的に修繕・更新を行う。

③ 安全確保の実施方針

突発的な災害や事故等により損傷を受けた場合には、必要に応じ維持・修繕等の措置を講じる。

④ 耐震化の実施方針

緊急輸送道路直下のトンネル河川等、地震により影響を受ける可能性のある施設については、施設の重要度に応じ耐震化を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

点検・診断の結果に基づき、「栃木県河川管理施設長寿命化修繕計画」を策定し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

治水上影響のある許可工作物等については、占用許可更新や河川改修に併せて統合を検討し、河川管理の効率化を図る。

効率的・効果的な河川管理を図るため、河川管理システムのデータベースを活用する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

河川施設の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、省エネ設備等の導入に取り組むほか、災害時にも施設の機能が確保できるよう維持管理等に努める。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

河川管理施設の適正な保全やコスト縮減のため、維持管理に関する研修会の実施や、国・他自治体が連携した研究会の検討結果の活用を推進する。

4 砂防（砂防堰堤、床固工、山腹工、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・砂防関係施設については、「栃木県砂防関係施設長寿命化修繕計画」に基づき、施設の適切な管理を実現するべく、長寿命化及び修繕・更新に必要な費用の縮減、平準化を図る取組を推進している。
- ・砂防関係施設は、全体で 1,173 箇所（令和 6（2024）年 3 月末時点）あり、これらの多くは昭和 30（1955）年代から昭和 50（1975）年代の高度経済成長期以降に建設された。
- ・内訳としては、砂防堰堤：約 64%、床固工：約 13%、急傾斜地崩壊防止施設：約 21%、地すべり防止施設など：約 2%である。
- ・令和 6（2024）年 3 月末時点で全体の約 21.4%が建設後 50 年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

点検等の実施については、「栃木県砂防関係施設点検マニュアル」に基づき、定期点検や臨時点検を実施することにより、施設の状態を的確に把握しておくとともに、その結果を蓄積し日常の維持管理業務に活用する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の日常管理については、上記の点検・診断の結果に基づき、必要に応じ適切な維持管理に努めるとともに、点検結果等を蓄積していく。

修繕・更新等については、「栃木県砂防関係施設長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な施設管理を行い、トータルコストの縮減及び予算の平準化に努める。

③ 安全確保の実施方針

点検等により危険性があると判断された場合、又は突発的な災害や事故等により損傷を受けた場合には、緊急的な修繕などを行う。

④ 耐震化の実施方針

地震により影響を受ける可能性のある施設については、施設の重要度に応じ耐震化を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

蓄積した点検・診断・修繕履歴などのデータを基に施設の健全度や重要度等を勘案し、「栃木県砂防関係施設長寿命化修繕計画」に基づき、事後保全と予防保全に分類した施設管理の実施により、経済的かつ効果的な修繕・更新等の措置を講じることにより、既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保する長寿命化に取り組むものとする。

⑥ 統合や廃止の推進方針

必要性が認められなくなった施設については、除却を検討する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

砂防関係施設の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、災害時にも施設の機能が確保できるよう維持管理等に努める。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

砂防関係施設長寿命化修繕計画ライフサイクルコストを考慮した年次計画を策定し、総合的かつ計画的な管理を実施する。

5 ダム

(1) 現状及び課題に対する認識

- ・ダムについては、「栃木県ダム長寿命化修繕計画」に基づき、健全なダム機能を維持しながら運用するための取組を推進している。
- ・ダムは7基（令和6（2024）年3月末現在）あり、最も古いダムは昭和35(1960)年に運用を開始した中禅寺ダム、最も新しいダムは平成16（2004）年に運用を開始した三河沢ダムである。
- ・令和6（2024）年3月末時点で全体の約28.6%が建設後50年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

(2) 管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

点検については、ダム操作規則に基づく日常点検、月例点検、年点検を適切に実施するほか、定期検査、総合点検中長期的な点検等を確実に実施し、施設の健全性を確保する。

また、点検等の結果については長寿命化修繕計画にフィードバックし、その後の維持管理に適切に反映させる。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

ダムの日常管理については、各ダムの操作規則に基づき行っていく。

また、ダム維持管理計画及び長寿命化修繕計画に基づき、施設の重要度、劣化度等により優先順位をつけ、計画的に施設の修繕、更新を実施する。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕などを行う。

④ 耐震化の実施方針

地震により影響を受ける可能性のある電気通信設備等については、設備の重要度に応じ耐震化を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

「栃木県ダム長寿命化修繕計画」に基づき、経済的、効果的な施設管理を行う。

また、維持管理（点検・修繕・更新・維持管理）に係る新技術を導入し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

⑥ 統合や廃止の推進方針

必要性が認められなくなった施設については、除却を検討する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

ダム管理施設の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、省エネ設備等の導入に取り組むほか、災害時にも施設の機能が確保できるよう維持管理等に努める。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

国・他自治体が主催する技術講習や維持管理に関する研修会に参加し、ダム技術に係る専門的な知識を有する職員を計画的に育成し、ダム施設の適正な保全やコスト縮減に努めていく。

6 下水道（管路施設、中継ポンプ場施設、処理場施設、汚泥資源化施設）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・下水道施設については、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設ごとに管理区分（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を設定し、管理区分に応じた効率的な維持管理を推進している。
- ・下水道施設は、主に管路施設、中継ポンプ場施設、処理場施設、下水道資源化工場から構成される。
- ・令和 6（2024）年 3 月末時点で建設後 50 年を経過している施設はないものの、今後、老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

日常点検や定期点検の結果についてデータベース化を行い、各資産の健全度判定の精度向上に努める。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理については、「①点検・診断等の実施方針」に基づき、施設の特徴に応じて、通常の業務委託の他、包括的民間委託により効率的に管理する。

修繕については、老朽化資産に対して、リスク評価等の対象資産の絞込みを行った上で、修繕対応資産を選定する。

更新については、各下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築事業に着手する。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕等を実施し、汚水処理停止等の社会的影響が生じないように努める。

④ 耐震化の実施方針

耐震補強等の防災対策に加え、時間軸を考慮した減災対策の推進に努める。その際、全流域で下水道総合地震対策計画を策定し、計画的な地震対策を実施する。

【短期計画】

下水道総合地震対策計画に基づき、耐震診断や補強等の地震対策を推進する。

【中長期計画】

災害時における要求レベルを上げ、水処理（二次処理）や汚泥処理が継続可能なよう、各施設の更なる耐震化を図る。

【その他】

下水道 B C P 計画に基づいた訓練等を実施し、震前対策に努める。

⑤ 長寿命化の実施方針

社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づきライフサイクルコストの最小化、予算の平準化、予防保全型の老朽化対策を適用する等、ストックマネジメント手法を踏まえた老朽化対策を展開する。

また、リスク管理と世代間負担の公平性を確保するために、改築、再構築事業の先送りを抑制し、事業の前倒しについても考慮する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

効率的なストック管理を行うために、栃木県生活排水処理構想の中で、農業集落排水施設等を対象とした下水道への接続検討を進める等、効率的な汚水処理方法のあり方について関連市町と検討を進める。

⑦ 気候変動対策の推進方針

下水道施設の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、省エネ設備等の導入に取り組むほか、下水汚泥の堆肥化を進める。また、災害時にも施設の機能が確保できるよう維持管理等に努める。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

ストックマネジメントシステムの活用及び公営企業会計による財務諸表の作成等により、経営状況の「見える化」を推進する。

7 都市公園

(1) 現状及び課題に対する認識

- ・都市公園については、「栃木県公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化に対する安全対策の強化及び補修・更新費用の平準化を図る観点から、予防保全的管理の下で既存ストックの長寿命化対策、計画的な補修・更新を推進している。
- ・都市公園は、全体で9箇所（令和6（2024）年3月末現在）あり、最も古いものは昭和49（1974）年に開設された「栃木県総合運動公園」及び「井頭公園」、最も新しいものは平成12（2000）年に開設された「とちぎわんぱく公園」である。
- ・令和6（2024）年3月末時点で全体の約22.2%が建設後50年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

(2) 管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき日常点検を実施することにより、遊具の状態を定期的に把握する。

また、その他の施設についても、日常点検に加え、定期的に外部委託による点検を実施し、施設の状態を把握する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の日常管理については、栃木県都市公園条例に基づき指定管理者が管理を行っており、各指定管理者が毎年度事業計画書を作成し、計画に基づき樹木、芝生等の公園施設に係る点検を実施する。

修繕・改修については、「栃木県公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の重要度、劣化度等により優先順位をつけ、計画的な施設保全を行い、トータルコストの縮減及び予算の平準化に努める。

更新については、施設の利用状況や劣化度等を総合的に評価した上で、更新の方向性を決定する。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕などを行う。

なお、老朽化し危険性が高く、今後とも利用見込みのない施設については除却を推進する。

④ 耐震化の実施方針

地震により影響を受ける可能性のある施設については、施設の重要度と特性に応じて耐震化を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

「栃木県公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化し共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理し、長寿命化に取り組む。

なお、長寿命化に際しては、バリアフリー法等に基づき、公園施設におけるバリアフリー化を図るとともに、すべての人が安全で快適に利用できるよう、公園施設のユニバーサルデザイン化を推進する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

公園施設を、劣化や損傷を未然に防止しながら延命化を図る施設、機能しなくなった段階で更新する施設、遊具、植栽等に分類し、ストックマネジメントを行う。

その中で、施設の劣化度が高く、今後の利用が見込めない施設は、廃止について検討する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

公園施設の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、省エネ設備等の導入に取り組む。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公園施設を管理していくため、更なる情報の共有化に努める。

8 空港（ヘリポート）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・ 栃木ヘリポートについては、「栃木ヘリポート施設長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全的な修繕等を実施することにより、長寿命化及び修繕・更新に必要な費用の縮減・平準化を目指す取組を推進している。
- ・ 敷地面積は約 45,000 ㎡であり、滑走路や駐機スペース等の空港土木施設敷（約 90％）と管理事務所を含むヘリ格納庫等の建屋敷（約 10％）で構成される。
- ・ 栃木ヘリポートは、平成 2（1990）年 6 月に供用開始した公共用ヘリポートであり、建屋や設備について今後老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

点検・診断等については、航空法第47条の2第1項の規定に基づき定める「栃木ヘリポート機能管理規程（セイフティ編）」に基づき実施し、空港機能の供用性や安全性の確保を図るものとする。

また、点検・診断等の結果については、今後の施設管理で効果的に活用できるように整理してストックする。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の日常管理については、航空法第47条の2第1項の規定に基づき定める「栃木ヘリポート機能管理規程（セイフティ編）」に基づき実施する。

修繕・更新等については、点検結果のストックに基づき、必要に応じて修繕計画などを作成し、施設の重要度、劣化度等により優先順位をつけ、計画的な施設保全を行う。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により、空港機能の供用性や安全性に、直ちに影響が及ぶと判断された場合には、緊急的な修繕などを行う。

④ 耐震化の実施方針

地震による影響を受ける可能性のある施設については、耐震化を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

「栃木ヘリポート施設長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を行うことで空港土木施設の長寿命化を図るとともに、維持管理等に係るトータルコストの縮減や歳出予算の平準化を図る。

⑥ 統合や廃止の実施方針

必要性が認められなくなった施設については、除却を検討する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

施設の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、省エネ設備等の導入に取り組む。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

点検結果については、栃木ヘリポート安全管理委員会に報告し、情報の共有化を図る。

9 農業水利施設（農業用ダム、頭首工、用水機場、排水機場、ため池）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・農業水利施設については、「農業水利施設保全管理指針」に基づき、施設機能の安定的な発揮や施設の長寿命化を図るため、計画的かつ効果的に保全管理する取組を推進している。
- ・基幹的農業水利施設は 137 施設（令和 6（2024）年 3 月末現在）あり、これらの多くは昭和 30（1955）年代以降急速に整備された。
- ・内訳としては、農業用ダム 11 箇所、頭首工 94 箇所、用水機場 20 箇所、排水機場 9 箇所、ため池 3 箇所）である。
- ・令和 6（2024）年 3 月末時点で農業用ダムは約 27.3%、頭首工は約 43.6%、用水機場は約 15.0%、排水機場は約 33.3%が建設後 50 年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

点検・診断等の実施について、平成24（2012）年 3 月に策定した「農業水利施設管理者のための 1 次診断（簡易診断）マニュアル」に基づき、1 次診断を実施し、施設の状態を的確に把握する。また、1 次診断の結果を踏まえ、具体的に施設の劣化状況や要因を把握するため、2 次診断（定期診断）を行う。さらに、2 次診断の判定の結果、詳細診断の必要性があるとされた施設や、既に耐用年数を迎えた単体施設は、原則として 3 次診断（詳細機能診断）を行う。

これら診断等の結果を蓄積し、施設の不具合などの早期発見に努める。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

日常管理や診断、過去の補修履歴などで得られた情報を踏まえ、簡易な修繕や更新等を適時・適切に実施する。

③ 安全確保の実施方針

点検等により危険性があると判断された場合、又は突発的な災害や事故等により損傷を受けた場合には、緊急的な修繕及び復旧等の対応を行う。

④ 耐震化の実施方針

地震により影響を受ける可能性のある施設については、施設の重要度に応じ、耐震化を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

診断等の結果を踏まえ機能保全計画を策定し、今後の劣化の予測を立て、対策の要否、補修の時期、対策工法を検討するとともに、より経済的かつ効果的な対策を選択して、施設の長寿命化に取り組む。

⑥ 統合や廃止の推進方針

老朽化等に対する対策検討時において、地域農業の今後の展開方向を踏まえた施設の集約や再編、統廃合等を推進する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、気候変動に伴い増大する水害リスクに対応するため、農地の湛水防止に向けた農業水利施設の計画的な修繕・更新等に努める。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本県では農業水利施設保全管理指針に基づき設置された農業水利施設保全管理推進委員会及び地域委員会を通じて、県、市町、施設管理者がそれぞれの役割を担い、相互の綿密な連携のもと、農業水利施設の適切な保全管理に努めていく。

10 治山施設（溪間工（谷止工・床固工）、山腹工）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・ 治山施設については、「栃木県治山施設長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕等を実施することにより、トータルコストの縮減・平準化を図っている。
- ・ 治山施設は 2,627 箇所（溪間工が 8,365 基、山腹工が 1,158ha（令和 6（2024）年 3 月末現在））あり、溪間工は昭和 30（1955）年代、山腹工は昭和 55（1980）年から平成 5（1993）年にかけて多く施工された。
- ・ 令和 6（2024）年 3 月末時点で溪間工は約 43.6%、山腹工は約 28.1%が建設後 50 年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

林野庁の「治山施設個別施設計画策定マニュアル」に基づき、5～10年を 1 サイクルとした点検・診断を実施する。

点検・診断により周辺森林の状況等も踏まえた施設の破損等の変状や経年劣化を把握し、情報の収集・蓄積を図る。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

上記点検・診断の結果により優先度を判定し、「栃木県治山施設長寿命化計画」に基づき計画的に施設管理を行い、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図る。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断の結果により、損傷の度合が高く、危険性が高いと判断された場合、緊急的な修繕などを行う。

④ 耐震化の実施方針

地震による影響を受ける施設を作設する場合は耐震化を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

「栃木県治山施設長寿命化計画」に基づき予防保全的な修繕を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、次の点検診断等を実施するメンテナンスサイクルを構築する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

施設の効用により斜面の安定や溪岸の侵食防止等が図られ、健全な森林に回復した状態となっているなど予防保全的な修繕の必要性が認められない施設については、栃木県治山施設長寿命化計画の対象箇所から除外する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、治山施設は森林吸収源対策となる森林整備及び保全活動並びに災害に強い森づくりに資することから、計画的な修繕・更新に努める。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設の修繕・更新等を適切に実施するため、技術研修等による人材育成を図る。

11 林道（橋梁、トンネル、舗装）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・林道施設については、「栃木県林道施設長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕を実施することで、トータルコストの縮減・平準化を図っている。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在、119 の構造物（橋梁 115 橋、トンネル 4 本）及び約 180km の舗装を管理しており、この構造物については、高度経済成長期に整備されたものが多く、95% 以上が橋梁である。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在で全体の約 53.9% が建設後 50 年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

林野庁の「林道施設長寿命化対策マニュアル」に基づき、5～10 年を 1 サイクルとした点検・診断を実施する。

点検・診断により施設の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない施設の各種諸元等の情報の収集・蓄積を図る。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

上記点検・診断の結果により優先度を判定し、「栃木県林道施設長寿命化計画」に基づき計画的に施設管理を行い、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図る。

また、林道案内標識の更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化にも努める。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断の結果により、損傷の度合いが高く、利用者に対して危険があると判断された場合、通行規制等の必要な措置を行い、緊急的な修繕などを行う。

④ 耐震化の実施方針

橋梁について、耐震性能診断結果に基づき耐震化を図る。

⑤ 長寿命化の実施方針

「栃木県林道施設長寿命化計画」に基づき予防保全的な修繕を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、次の点検診断等を実施するメンテナンスサイクルを構築する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

橋梁等において設置当時と比べ利用状況に変化が見られ、今後の利用が見込まれない場合は廃止を検討する。

なお、廃止に当たっては、地元自治会・警察等、利用者や関係者と十分な協議を行う。

⑦ 気候変動対策の推進方針

「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、林道は森林吸収源対策となる森林整備及び保全活動並びに災害に強い森づくりに資することから、計画的な修繕・更新に努める。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設の修繕・更新等を適切に実施するため、技術研修等による人材育成を図る。

12 自然公園等施設（橋梁、車道、栈橋、展望施設、駐車場）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・自然公園等施設については、「栃木県自然公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕を実施することで、トータルコストの縮減・平準化を図っている。
- ・自然公園等施設の現状は、橋梁 41 橋、車道 11 路線、栈橋 6 箇所、展望施設 14 箇所、駐車場 45 箇所（令和 6（2024）年 3 月末現在）となっている。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在で橋梁は約 4.9%、車道は約 54.5%、駐車場は約 40.0% が建設後 50 年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

施設巡視の際に施設の状況を確認し、結果を記録する。また、点検は点検表を用いて基本的に年 1 回実施し、結果を記録する。巡視や点検により異常を確認した場合は、施設の状況に応じて対策を検討する。

上記により、メンテナンスサイクルを構築し定着を図る。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

長寿命化対象施設については、施設の劣化や損傷が軽微な段階で、予防的な修繕を実施し効果的な機能の維持回復を図る。

施設の修繕や更新に当たっては、利用状況や老朽化の程度を考慮し、優先順位をつけて計画的に実施する。また、故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、必要に応じた措置を検討する。

③ 安全確保の実施方針

巡視や点検等により安全な利用が困難であることが判明した場合、施設利用を停止し、緊急的な修繕や応急措置を実施する。

緊急的な修繕等のほか必要な改修等によって安全を確保し、施設の利用を再開する。

④ 耐震化の実施方針

地震による影響を受ける可能性のある施設については、耐震化を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

「栃木県自然公園施設長寿命化計画」に基づき、定期的な施設の健全度調査と、これに基づく計画的な施設の修繕等の対策を実施し、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図るとともに、安全かつ快適な施設利用につなげる。

修繕等に当たっては、木材の利用を優先しながら、木材が腐朽しやすい基礎や地際部分に鋼材やコンクリートなど長寿命効果の高い工法や材料を採用する。

また、展望台のバリアフリー化や長寿命化対策に併せて改修する案内標識等の多言語化によるユニバーサルデザインの推進にも努める。

⑥ 統合や廃止の推進方針

老朽化により安全の確保が難しく、利用者数の少ない施設の廃止を検討する。

また、国等への移管が可能な国立公園内の施設について調整を進める。

⑦ 気候変動対策の推進方針

施設の修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、本県の豊富な森林資源の循環利用を促進するため、県産出材の積極的な利用に努める。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

管理者による点検を基本としたうえで、地域住民や自然ガイド等の利用者から提供される情報を有効に収集・活用する体制の構築に取り組む。

13 発電施設（発電所、発電用ダム）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・発電施設については、「電気事業中期改修計画」に基づき、施設の計画的な修繕及び改修を実施している。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在、県営発電所が 12 箇所、発電用ダムが国との共有設備を含め 3 箇所ある。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在で全体の約 33.3%が建設後 50 年を経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

点検等については、栃木県企業局事業用電気工作物保安規程及び発電所等運用操作基準に基づき、巡視、外部点検、内部点検等を適切に実施し、設備の状況を把握する。

また、点検等の結果を蓄積し、その後の維持管理に適切に反映させる。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断の結果を踏まえ、設備ごとに適切な管理に努めるとともに、「電気事業中期改修計画」に基づき、施設の重要度、老朽化度等を勘案し、計画的な設備の修繕及び改修を実施する。

③ 安全確保の実施方針

点検等により不具合箇所が発見された場合や、突発的な災害や事故等により設備に損傷を受けた場合には、緊急的な修繕を行う。

④ 耐震化の実施方針

発電所本館及びダム管理所については、「栃木県建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化が完了しているが、水路や水槽等の水力発電に供する土木設備については、引き続き「耐震照査等年次計画」に基づき、計画的に耐震化を進める。

⑤ 長寿命化の実施方針

点検・診断の結果等のデータを蓄積し、各々の設備の状況を把握し、適切な時期に必要な対策を行うことにより、施設の長寿命化を図る。

⑥ 統合や廃止の推進方針

利用の見込みがなく、老朽化に伴い安全を確保できない施設については、廃止を検討する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

発電施設の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、省エネ設備の導入や既設水力発電所の設備改修等による発電電力量の増加に取り組む。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

研修等により維持管理に関する専門的な知識を有する人材の育成を行うとともに、業務の見直しや効率化を行い維持管理のコスト縮減を図る。

14 水道・工業用水道施設（浄水施設、配水管路等）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・水道・工業用水道施設については、「設備更新等長期計画」に基づき、施設の計画的な修繕及び更新を実施している。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在、管路の総延長は 91.7km である。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在、県営水道事務所は 2 箇所あり、建設工事は北那須水道が昭和 49（1974）年、鬼怒水道が昭和 53（1978）年（上水施設は昭和 59（1984）年）に着工され、運転開始後 40 年以上が経過しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

「栃木県水道及び工業用水道施設点検基準」に基づき、日常点検、普通点検、精密点検等を適切に実施し、設備の状況を把握する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設を健全に維持するため、点検・診断の結果を踏まえ、適切な管理に努める。
修繕・更新等については、「設備更新等長期計画」に基づき、施設の重要度、老朽化度等を勘案して、計画的に実施する。
特に法定耐用年数を経過した管路は、劣化診断等を行い、結果を設備更新等長期計画に盛り込み、適切な時期に更新を実施する。

③ 安全確保の実施方針

点検等により不具合箇所が発見された場合や、突発的な災害や事故等により設備が損傷を受けた場合には、緊急的な修繕等を行うとともに、再発防止のための抜本的な対策を検討する。

④ 耐震化の実施方針

浄水場内の建築物及び構築物等については、「水道施設耐震化基本計画」に基づき、計画的に耐震化を進める。
管路については、耐震診断調査の結果を踏まえ、優先順位の高い箇所から耐震化を進める。

⑤ 長寿命化の実施方針

点検・診断の結果等のデータを蓄積し、各々の設備の状況を把握し、適切な時期に必要な対策を行うことにより、長寿命化を図る。
また、設備の修繕や更新において、新技術や新材料を活用することで、長寿命化を図る。

⑥ 統合や廃止の推進方針

利用の見込みがなく、老朽化に伴い安全を確保できない施設については、廃止を検討する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

水道・工業用水道施設の維持管理・修繕・更新等に当たっては、「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入等に取り組む。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

研修等により維持管理に関する専門的な知識を有する人材の育成を行うとともに、業務の見直しや効率化を行い維持管理のコスト縮減を図る。

15 交通安全施設（交通信号機）

（１）現状及び課題に対する認識

- ・交通安全施設については、「栃木県交通安全施設（交通信号機）維持管理計画」に基づき、安全性、経済性及び重要性の観点から選定した信号機を対象とし、維持管理や更新等の取組を推進している。
- ・令和 6（2024）年 3 月末現在の信号機保有数は 4,344 箇所であり、信号機制御の更新基準である 19 年を超えるものは 803 箇所（約 18.4%）存在しており、今後も老朽化の進行が懸念されるため、各施設の状況に応じた対応が必要である。

（２）管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

信号機は、信号制御機、信号柱、信号灯器等で構成されており、設備ごとに適切な点検方法、頻度を設定するとともに、診断の実施に当たっては、「信号柱点検ガイドライン」など統一的な尺度による健全性の判定区分の設定に努める。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

信号制御機の更新基準は製造後概ね19年とし、点検結果、補修履歴等を踏まえ、更新の必要性が高いと認められる信号制御機を優先的に更新する。

③ 安全確保の実施方針

信号機の機能を適正に維持するため、実効性のある定期的な点検・診断体制を確立し、これにより得られた情報を基に、適切な時期に補修、更新、撤去等を行う。

④ 耐震化の実施方針

地震時の停電に備え、必要に応じて可搬式発動発電機接続プラグの設置を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を検討する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

利用状況や地域の実情を踏まえて必要性を再検討し、必要性が低減したものについては、撤去や真に必要性の認められる箇所への移設、信号機に代わる安全対策の実施を進めることにより適正なストックの管理を推進する。

⑦ 気候変動対策の推進方針

「栃木県環境総合計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえ、渋滞対策や輸送効率化を推進するため、交通管制システムの高度化や信号機によらない安全対策等を推進する。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的に担い手を確保するとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理等における体制面の充実を図る。

用語の説明

インフラ長寿命化基本計画	平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において策定された計画。国民の安全・安心を確保し、公共施設等の中長期的な維持管理・修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、国や地方公共団体等の役割や取組が示された。
インフラ長寿命化に係る行動計画 (公共施設等総合管理計画)	「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方自治体等が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示した計画。本県においては、本基本方針がこれに該当する。
個別施設ごとの長寿命化計画 (個別施設計画)	「インフラ長寿命化に係る行動計画」に基づき、個別施設（建築物、道路、河川等の施設類型）ごとの具体の対応方針を定めた計画。
とちぎ未来創造プラン	本県の目指す将来像「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」の実現に向け、県民と共有すべき基本的な考え方や目標、本県が取り組む施策の進め方等を示した県政の基本指針。
栃木県行財政改革大綱	「とちぎ未来創造プラン」に基づく取組を着実かつ効果的に実行するための行財政基盤の確立に向け、本県が取り組むべき行財政改革の基本的な考え方と具体的な取組内容を定めたもの。
栃木県国土強靱化地域計画	国土強靱化基本法に基づき、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくための目標を掲げた計画。
栃木県環境総合計画	栃木県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する基本目標や長期的な施策の方向等を示した計画。
2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ	気候変動に対応するため、カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）の実現に向けて必要な取組等を示した計画。
PFI等事業実施プロセスガイドライン	本県における公共施設等の整備等に当たり、PFI等を含めた整備手法の検討を円滑に進められるよう、検討に当たっての基本的な考え方を示すとともに、PFI法に基づく一連の手続とその留意点を整理したもの。

PPP (Public Private Partnership)	公共と民間が連携して最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る事業手法の総称。主な手法はPFI、DBO、ESCO、指定管理者制度等。
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設等の設計、建設、維持管理・運営等に民間の資金、経営能力及び技術力を活用することにより、安価で上質なサービスを提供するための手法。
指定管理者制度	公共施設等の設置目的を効果的に達成できるよう、地方公共団体等が指定した民間事業者等に公共施設等の管理運営業務を代行させることで、維持管理・運営に民間のノウハウを活用する制度。
長寿命化工事 (長寿命化対策)	公共施設等の使用年数を伸ばし、トータルコストの削減を図る対策。
最適化 (総量最適化)	複数の組織や公共施設等の集約・統廃合により、施設総量の削減や効果的な施設配置を図ること。
ライフサイクルコスト	個別の公共施設等の企画・設計から解体・廃棄するまでの総費用。
トータルコスト	特定の期間における、複数の公共施設等のライフサイクルコストの合計。
維持管理	公共施設等の機能の維持のために必要な点検や診断、調査等のこと。
修繕	点検結果等に基づき実施する軽微な補修、修理等により、公共施設等の機能を従前の同等状態まで回復させること。
更新	老朽化等に伴い公共施設等を建替、再整備すること。除却（解体）を含む。
改修	耐震化や長寿命化等により、公共施設等の機能を従前より向上させること。
予防保全	公共施設等の機能に生じた不具合が軽微な段階で予防的な修繕等を実施すること。
事後保全	公共施設等の機能に明らかな不具合が生じてから事後的な修繕等を実施すること。
県有財産総合利活用推進会議	本基本方針に基づく各種取組の円滑な推進を図るため、副知事が主宰する庁内会議体。
公有財産管理システム	本県が所有する建築物や土地、工作物等を対象に、財産の基本情報や異動履歴等を管理するとともに、光熱水費や建築物点検結果等の維持管理情報を一元管理するシステム。
GIS（地理情報システム）	位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

ベリー グッド ローカル とちぎ
VERY  GOOD LOCAL
